

認定資格「健康食品管理士」について (7/29 最新版)

現在の世の中の、健康食品に関する問題を的確に捉えて、処理できる人材が少ないことは、この分野の諸問題を見ていると極めて明瞭であります。多くの健康食品がいわゆる「病気と検査」に関する希薄な知識のもとに取り扱われているところに、健康食品をめぐる問題の大きな原因の一つを見ることができます。しかし、現在のところ、病気、検査、健康食品といった系統的な教育を、実習も含めて行っている教育機関は皆無に近い状態です。

一方、臨床検査技師はその教育の過程において、病気と検査に関連する基礎医学的内容について、教育されている時間数に多い少ないはあるが、医学部とほぼ同じであります。逆に言えば、臨床検査技師に健康食品に関する知識を持たせることにより、病気、検査、健康食品の系統教育を受けた人材となりえることが明らかです。このような、状況下において、臨床検査技師を中心に「健康食品管理士」の認定制度についての検討が臨床検査技師教育施設協議会を中心になされました。

その後、この話を具体化する過程において、栄養、薬学、理学部や農学部の一部からも問い合わせが来ております。現在までに準備委員会として討議を重ねて参りました。そして、先般「健康食品管理士認定協会」が発足いたしました。詳細は理事会で検討中ですが、現在までに討議を重ねて参りました内容について説明をさせていただきます。

認定機関

健康食品管理士認定協会（平成16年5月9日発足）

認定の目的

認定の目的を、協会会則の原案では次のように定義しております。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この協会は、主として生化学・生理学的教科の教育が十分に行われている学生とその卒業生に対し、健康食品^(註1)に関する教育整備を行い、健康食品の取り扱いに関する知識を有するかどうかを試験し、一定以上の能力のある者に認定証を与え、国民の健康に寄与することを目的とする。

註1 ここでいう健康食品とは医薬品以外の主として食品およびその成分で、健康への寄与が具体的に認められているものを総称する。

この内容からもお解かりいただけるように、本協会が目指すのは、基礎医学をかなり広範に学んでいる学生に食品化学的知識をつけ、健康食品に関わる品質保証に基づく安全性、健康食品と薬剤との有効性の比較、当該健康食品を摂取する対象者の的確な選択、食品摂取者の健康状態などを判断できる人材を健康食品管理士として認定することを目的としています。

認定者に求められる能力

厚生労働省から出された「保健機能食品に係わるアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」を尊重する。従って、健康食品の健康との係わりを物質代謝レベルで理解が可能であり、かつ疾病と検査に関する知識と能力を有し、食品と健康の関係に関する研究開発、販売等にかかわる時に発生するトラブルを未然に防ぐことのできる能力を目標とする。

具体的には次のような能力である。

- 1．健康食品等の分類ができ、適正投与に関して安全性も含めて有用性を判断できる
- 2．健康食品等の過剰投与が引き起こす障害等問題点の認識ができる
- 3．医薬品と健康食品の相違についての認識ができる
- 4．医薬品による治療に対して健康食品等の使用のあり方を判定できる
- 5．健康食品等生体に何らかの作用のある食品と医薬品との相互作用の判定ができる
- 6．食品および食品添加物の安全性に関する認識ができる
- 7．健康状態の情報としての臨床検査に関する知識を有しその利用ができる
- 8．健康状態に応じた食品および健康食品等の適切な利用法が判断できる
- 9．薬事法、健康増進法、食品衛生法、JAS 法の理解ができる
- 10．消費者保護の観点で健康食品に関する相談に応ずることができる

この資格により活躍が期待される分野

健康食品の作用と必要性についてが、的確に判断ができる人材であることから次のような分野における活躍が期待される。協会設立後、広報担当者が各企業等に広く本資格の認知を図る。

健康食品の開発研究（食品会社、製薬会社および関連研究機関への就職）

健康食品に関する治験の収集（食品会社、製薬会社および関連研究機関への就職）

健康食品の販売（食品会社、ドラッグストア等への就職）

健康食品に関する各種コンサルタント（食品会社、ドラッグストア等への就職）

臨床検査技師の場合 N S T メンバーとしての協力

各教育機関において、学生に履修させるべき必要な教科（カッコ内は教育時間数）

但し、本年から3年間（予定）は暫定期間として指定研修会受講者には受験資格を与える

臨床検査技師教育養成施設

健康食品総論（30時間）

教育内容に関してはガイドラインが準備委員会で既に作成されております。

関係法規（8時間）

薬事法、食品衛生法、JAS 法、健康増進法

管理栄養士または4年制の栄養士養成大学

臨床検査学（30時間）

臨床検査技師国家試験ガイドラインの臨床病理学的な内容を中心とした内容

但し、栄養士養成大学にあっては教育時間を60時間とする

薬理学（15時間）

薬物の吸収と代謝および毒性を中心とする内容

関係法規（6時間）

薬事法、JAS法、健康増進法

薬学

臨床検査学（30時間）

臨床検査技師国家試験ガイドラインの臨床病理学的な内容を中心とした内容

関係法規（6時間）

食品衛生法、JAS法、健康増進法

農学、理学、工学などで生化学的教科の多い大学

詳細に関しては、協会と協議して頂き、最終的に協会が認定教育機関として認めさせていただきます。

以上の各教育機関において、各科目で必要とする教育内容について教えられていることが証明（例えば、シラバス等）されれば、科目名が一致しなくても差し支えない。

また、すでに当該教育機関においてその教科内容の一部が教育されている場合は不足分を補えばよい。詳細に関しては、協会と協議して頂き、最終的に協会が認定教育機関として認めさせていただきます。

新たにこの資格を目指す教育機関

認定協会が受験資格を与えても良いと認定できるようなシラバスで、生化学的教科、疾病と検査および健康食品等に関する科目を実習も含めて教育する機関。こうしたことを目的とする学科等を新設される場合は協会にご相談ください。

受験資格

前記に該当する教育機関において、当該教育機関が指定された科目を履修した証明を与えることのできる在学生、または卒業生

前記に該当する教育機関の卒業生等が受験したい場合の細かい規定は別に定められております。

試験科目

試験科目は詳しくは試験委員会が設置され、決定されますが、次のようになる予定です。カッコ内は得点配分の%です

基礎科目（15%）生体と物質動態学
（生化学（代謝を中心）、薬理学（薬物の吸収と代謝および毒性を中心として）
臨床検査学（20%）
臨床検査技師国家試験ガイドラインの臨床病理的内容を中心として
健康食品総論（60%）
認定協会作成のガイドラインに従う
関係法規（5%）
薬事法、食品衛生法、JAS法、健康増進法

試験の方法

マークシート方式による5者択一問題（100問を予定）

試験の日時

平成16年11月7日（日）

試験会場

主要都市（受験者の動向によって決定予定）

暫定的特定処置

本年から平成18年（はっきりは未定）の3年間に限り、特例処置として指定研修会の研修者に対し受験許可資格を与える。

研修会受講対象者

臨床検査技師および臨床検査技師養成施設在籍学生

研修日程

8月下旬から9月初旬の日曜日を2回（計8コマ（1コマ90分））

研修内容

健康食品総論（7コマ）および関係法規（1コマ）の概略の講義と勉学の仕方

研修有効期限

研修修了者は3年間受験資格がある

お問合せ先

健康食品管理士認定協会

〒430-0913 浜松市船越町41番18号

Tel&Fax 0562-93-2543 053-468-6080

健康食品認定協会組織

- 理事長** 長村洋一（藤田保健衛生大学教授）
副理事長 高井克治（元東京大学教授）
副理事長 三村邦裕（東洋公衆衛生学院教務部長）認定制度審議会委員長
事務局長 服部義文（服部会計事務所長）

理事

- 岩谷良則（大阪大学教授）加計委員会副委員長
片山善章（近畿福祉大学教授）認定制度審議会副委員長
加藤亮二（香川県立大学教授）加計委員会委員長
合田清（神戸学院大学教授）資格審査委員会副委員長
佐藤健次（東京医科歯科大学教授）試験委員会委員長
須崎尚（名古屋学芸大学講師）試験委員会副委員長
戸谷誠之（昭和女子大学教授）在り方委員会委員長
藤谷登（岡山理科大学教授）資格審査委員会委員長 広報委員長

顧問

- 相澤益男（東京工業大学学長）
加計孝太郎（加計学園理事長・総長）
工藤教和（慶応義塾常務理事・教授）
佐々木實（中京女子大学教授）
永井博式（岐阜薬科大学学長）

